

司法書士

本試験傾向から見る！基準点付近の方の学習戦略
～近時の傾向の変化＋お勧めの学習戦略～

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 264496

SU26449

2027 司法書士試験 中上級ガイダンス

本試験傾向から見る！ 基準点付近の方の学習戦略 ～近時の傾向の変化＋お勧めの学習戦略～

司法書士講師 根本正次

LECの基準点予想

午前択一

27問～28問 ／ 35問

午後択一

24問～25問 ／ 35問

分野	望ましい点数	落としてはいけないレベルの問題	二択勝負に追い込まれる問題 (勝ちやすい問題数・その他)
午前択一	31問～32問	合計 27問	7問 (内訳 6問・1問)
午後択一	28問～29問	合計 20問	12問 (内訳 7問・5問)

結局 基本問題のミスを最小にして、二択になる問題を多くとる

<資料①>午前科目の出題内容

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	憲法	人権各論	労働基本権		35.7	C
2	憲法	人権各論	財産権		89.5	
3	憲法	統治	憲法改正	穴埋め	57.2	B
4	民法	総則	後見、保佐及び補助		91.7	
5	民法	総則	意思表示	事例	82.7	
6	民法	総則	消滅時効	事例	62.5	B
7	民法	物権	物権変動		88.4	
8	民法	物権	占有	事例	77.8	
9	民法	物権	相隣関係		64.3	B
10	民法	物権	共有	事例	65.6	B
11	民法	担保物権	留置権		87.6	
12	民法	担保物権	質権		76.1	
13	民法	担保物権	物上代位		70.8	
14	民法	担保物権	根抵当権		88.3	
15	民法	担保物権	不動産の譲渡担保		88.2	
16	民法	債権総論	相殺		88.0	
17	民法	債権総論	同時履行の抗弁権		92.1	
18	民法	債権各論	売買		92.4	
19	民法	債権各論	委任		91.2	
20	民法	親族	養子縁組		91.9	
21	民法	親族	未成年後見		77.1	
22	民法	相続	相続人		96.7	
23	民法	相続	遺言		94.2	
24	刑法	刑法各論	住居侵入罪等		96.1	
25	刑法	刑法各論	文書偽造の罪		90.9	
26	刑法	刑法各論	窃盗罪		74.6	
27	会社法	設立	株式会社の募集設立		89.7	
28	会社法	株式	株主名簿		66.2	B
29	会社法	株式	自己株式		91.1	
30	会社法	機関	株式会社の役員の任期	対話	94.0	
31	会社法	機関	株式会社の役員の損害賠償責任		61.1	B
32	会社法	持分会社	持分会社		91.2	
33	会社法	組織再編	新設合併		77.2	
34	会社法	組織再編	組織変更		74.4	
35	商法		商人および商号		66.5	B

<資料②>午後科目の出題内容

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	民訴	複雑訴訟形態	共同訴訟		49.5	B
2	民訴		訴訟要件 権利確認の利益		60.3	B
3	民訴	証拠	文書提出命令		74.3	
4	民訴	訴訟の終了	既判力	長文	57.9	B
5	民訴	上訴	控訴		45.5	B
6	民保		民事保全		88.4	
7	民執		民事執行		68.7	B
8	書士		司法書士又は司法書士法人		74.7	
9	供託	各論	弁済供託		69.3	B
10	供託	各論	執行供託	事例/長文	74.7	
11	供託	総論	供託物の払渡請求		74.0	
12	不登		電子申請の手続		79.5	
13	不登		書面申請における印鑑証明書の添付	長文	38.4	C
14	不登		登記の申請人	事例/長文	79.6	
15	不登		判決による登記	事例/長文	94.9	
16	不登	各論	所有権の登記	事例/長文	88.7	
17	不登		区分建物及びその敷地の登記		71.8	
18	不登	各論	地上権及び地役権の登記		91.1	
19	不登	各論	賃借権の登記		72.3	
20	不登		第三者の承諾を証する情報の添付の要否	登記記録	72.9	
21	不登	各論	先取特権の登記		71.1	
22	不登	各論	抵当権の登記	事例	81.7	
23	不登	各論	根抵当権の登記	事例/長文	69.1	B
24	不登	各論	信託の登記		85.8	
25	不登	各論	仮登記（仮登記申請の可否）	事例	79.5	
26	不登		不動産登記の審査請求		82.7	
27	不登		登録免許税（税率メイン）		58.7	B
28	商登	総論	商業登記における印鑑証明書		62.5	B
29	商登	設立	株式会社の設立の登記		76.1	
30	商登		会社の本店移転の登記		28.7	C
31	商登	機関	株式会社の役員等の変更登記		68.5	B
32	商登	株式	募集株式の発行の登記		66.3	B
33	商登		会社その他法人の継続		72.9	
34	商登		商業登記の嘱託	図表	25.9	C
35	商登	有限	特例有限会社の登記	対話	46.1	B

基準点付近の方へ伝えたい学習上の注意点

1. 択一

① 過去問力の確認

＜過去問知識のみで、正解までたどり着ける問題＞

午前 第2問 第5問 第6問 第7問 第8問 第11問 第12問 第13問 第14問
第15問 第16問 第17問 第18問 第19問 第20問 第22問 第23問 第24問
第25問 第27問 第29問 第30問 第32問 第33問 第35問

午後 第2問 第6問 第7問 第8問 第12問・第14問・第15問・第16問 第17問・第18問・
第19問・第21問 第22問・第24問・第25問・第26問・第27問 第29問・第31問・
第32問・第33問

※ 上記の問題を正解できなかった原因は？

- ① 過去問を回す回数が少ないため、知識が定着しなかった
- ② 過去問の年度を限定しすぎて、近時の問題しか解けなくなっていた
- ③ 過去問の問題数を絞りすぎて、同じ知識の別表現の問題で間違えた
- ④ 全肢読んでいれば、解答できた（過去問肢ではない肢を軸足にして間違えた）

	最終的に解いてほしい分野	時間が取れない方はまずはこのみ		最終的に解いてほしい分野	時間が取れない方はまずはこのみ
民法	平成 20 年～	平 30 年～	憲法	平成 15 年以降 (推論以外)	平成 30 年～ (難問飛ばす)
不登法	平成 10 年～ ※登記記録問題×	平 25 年～	刑法	平成以降	平成 30 年～
会社法	会社：平 25 以降 商法：平 21 年以降	※ 難問は解かない		民訴	平成 20 年～ 平成 30 年～
商登法	会社→平成 25 年～ 以外→平成 20 年～	会社→平 30 年～ 以外→平 25 以降	民執 民保	平成 20 年～ ※難問は解かない	平成 30 年～
			供託	平成 15 年～	平成 30 年～

② 学習のメリハリは重要。しかし、まったくやらない分野を作るのはNG

	新分野からの出題	久しく出題されていない分野からの出題
令4年	4問＋1肢 午前 21問：後見監督人 25問：強制わいせつ・強制性交等 28問：株券 午後 2問：訴訟記録 32問イ：株式交付	2問 午前 17問：第三者のためにする契約 午後 1問：訴訟告知
令5年	2問＋1肢 午前 16問イ 指図債権 26問 親族間の犯罪 午後 33問 株式交付	3問 午前 22問 限定承認 24問 場所的適用範囲 午後 34問 外国会社
令6年	1問＋1肢 午前 20問 補助 午後 7問（3肢）債務者の財産状況の調査	5問 午前 21問 扶養 26問 毀棄及び隠匿の罪 午後 5問 少額訴訟 11問 供託物の払渡請求権の消滅時効 28問 未成年者及び後見人の登記
令7年	3問 午前 4問 果実 10問 所有者不明土地管理命令及び管理不全土地管理命令 26問 背任罪	4問＋1肢 午前 17問ウ 取立債務 18問 更改 25問 犯人蔵匿等罪 午後 10問 供託官の審査 28問 商業登記における証明書
令8年	2問 午前 1問 労働基本権 2問 憲法改正	5問 午前 28問 株主名簿 午後 1問 共同訴訟 28問 商業登記における印鑑証明書 34問 商業登記の嘱託 35問 特例有限会社の登記

③ 知識のアップデートは、必ず行おう！

< 改正情報の出題 >

① 令和6年

平成29年民法改正	16問ウエ
令和3年民法改正	8問ウ・9問ウ
民事訴訟法改正（オンライン）	3問エ
第三者からの情報提供	7問ウエオ
令和5年不登法改正	13問ウ・16問ウ・20問イウ・27問オ

② 令和7年

平成29年民法改正	午前16問イウエオ・午前18問・午前19問アイエ
令和3年民法改正	午前10問
令和3年不登法改正	午後13問エ・午後25問エ

③ 令和8年

令和3年民法改正	午前9問ア・午前10問アイウエオ・午後14問ア
令和7年不登法改正	午後16問ウ

④ 改正済み（これからの出題可能性がある改正）

民法（嫡出推定関係）

不登法（相続登記の義務化・相続人申告申出）

不登法（検索用情報の提供・名変登記の義務化）

商業登記規則改正（代表取締役の住所非表示）

商業登記規則改正（本店移転に伴う印鑑届）

民法（共同親権）

民事訴訟法（オンライン化）

④ 令和9年は急激な難化が想定される

- 理由 ① 今年の問題の高得点の反動が来る
 ② 法改正が多岐に、五月雨に降ってくる

(参考資料)

年度 (平成)	上段：出願者数 下段：受験者数	基準点				合格点	合格点 —基準点
		択一午前 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	択一午後 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	記述式 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	合計		
28年	20,360人 16,725人	75 (25問)	72 (24問)	30.5点	177.5	200.5	23.0
		3114人	3960人	1,150人/2,280人			
		60.56	59.55	50.06			
27年	21,754人 17,920人	90 (30問)	72 (24問)	36.5点	198.5	218.0	19.5
		3,303人	3,339人	1,211人/2,251人			
		61.08	61.52	50.31			

真の実力 or 今年だけのバブル？

【今年の平均点が急上昇した要因】

(午前) ・ 事例問題が少なく、知識を素直に聞く ・ 新規分野（及び久々の論点）の出題が少ない ・ 組み合わせが容易なものが多かった ・ 会社法は過去問ベースで解ける ・ 刑法が3問正解が目指せる	(午後) ・ 新規分野（及び久々の論点）の出題が少ない ・ 過去問知識で多くの問題が解けた ・ 文章が短く、集中できた ・ 特に不登法が解きやすい (近年の過去問肢だけで対処できる)
---	--

- (生じうる典型的な誤解)
- 過去問だけやっていたらいい
 - 頻出論点、基本論点のみやればいい
 - 自分は30問オーバーする実力が付いた

2. 記述

択一で上乘せを狙うのは、かなり困難

年度	上段：出願者数 下段：受験者数	基準点				合格点	合格点 —基準点
		択一午前の部 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	択一午後の部 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	記述式 上段 点数 中段 人数 下段 偏差値	合計		
令和 7	17,365 人 14,418 人	78 (26 問)	72 (24 問)	70.0	220	255	35.0
		4,740	3,124	1,402 人/ 2,673 人			
		57.10	60.23	50.30			
令和 6	16,837 人 13,960 人	78 (26 問)	72 (24 問)	83.0	233	267	34.0
		4,445 人	2,789 人	1,292 人/2,445 人			
		57.27	60.95	50.58			
令和 5	16,133 人 13,372 人	78 (26 問)	75 (25 問)	30.5	183.5	211.0	27.5
		4,199 人	2,780	1,195 人/2,442 人			
		57.37	60.50	50.94			
令和 4	15,687 人 12,727 人	81 (27 問)	75 (25 問)	35.0	191.0	216.5	25.5
		3,642 人	2,876 人	1,160 人/2,316 人			
		58.33	60.25	51.05			

	出願者数	記述基準点 突破人数 (=択一基準点 突破人数)	基準点突 破比率	合格者	比率	基準点突破し たが総合点に 届かなかった 人数	記述が 基準点 未達※
令7年	17365	1402	8.0%	751	53.5%	651	9
令6年	16837	1292	7.6%	737	57.0%	555	14
令5年	16133	1195	7.4%	695	58.1%	500	100
令4年	15687	1160	7.4%	659	56.8%	501	58

<要求される処理と近年の傾向>

(不登法)			
①問題文の読み取り	→	②なすべき登記を決定	→ ③申請順を決定(枠) → ④解答を作成
(商登法)			
①問題文の読み取り	→	②なすべき登記を決定	→ ③解答を作成

2-1 普段の学習ポイント

<不動産登記法>

- | | |
|--|--|
| ① 以下の3分野について徹底的な学習をすること <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続登記 ・ 名変登記 ・ 一括申請 | ② 申請書の表現のミスをできるだけ減らす <ul style="list-style-type: none"> ・ 演習後に、自分の表現ミスをまとめていく ・ 定型的な申請書(かつ難易度の高いもの)の練習 |
|--|--|

<商業登記法>

- ① 典型パターンの処理スピードを上げる
- ② 無効事由を積極的に覚えていく学習
- ③ 登記事項を余すことなく書けるか
- ④ 合同会社・一般法人など普段書かない登記

2-2 演習メインの学習を心がける

- ・ 判断ミス → 対策法を考える
- ・ ひな形のミス → ひな形集の確認
- ・ 論点不足 → インプット
- ・ 無効事由の判断ミス → 無効事由対策を立てる

2-3 6月は過去問を使った戦略を立てた演習をする

- ① 不登法、商登法セットで、1時間40分で解く
- ② どちらの科目で点を稼ぐかを考える
- ③ 解答用紙を見て、事前に戦略を立てる
- ④ 不登法 → どの欄で最低限の点数をとるか

2-4 不登法の演習 → はまったときに、どう対応するかの訓練をする

- × できるまで、わかるまで考える
- 半分の点数を捨てて、残りの事実関係で勝負(+商登法で高得点を目指す)

【パーフェクトローラー講座 記述編 不動産登記法】

名変登記

名変事由を見つけた場合に、やるべきこと 5 つ

- ① 名変登記ができるのか
- ② 名変登記を省略できるのか
- ③ 名変登記の一括申請できないか
- ④ 変更登記 or 更正登記 ?
- ⑤ 債務者などに他の登記事項に変更が生じていないか

【パーフェクトローラー講座 記述編 商業登記法】

＜株式の併合がある場合に検討しなければならない事項＞

1 決議権限

- 株主総会（特別決議）で決議をしているか（会社 466）
- 種類株主総会が必要かをチェック

2 決議内容

- ① 異種類間での併合はすることができない[平 25-31-エ]
- ② 公開会社の場合、発行済株式総数が発行可能株式総数の 4 分の 1 未満にできない

3 株券提供公告[平 25-31-オ]

- ① 公告媒体は適法か
- ② 1 か月以上の期間を設けているかを確認

【記述コンプリート講座 ひな形編 商業登記法】

＜必要な手続き及びチェック事項＞

発行可能株式総数の 変更決議	1 決議権限
	株主総会（特別決議）で決議をしているか（会社 466） ※ 株式の分割と同時であり、株式の分割の範囲内 （かつ、 ① を除く） → 取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会決議）（会社 184 II）
発行可能株式総数の 変更決議	2 決議内容
	① 増加変更の場合（ ② の場合） 発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない（会社 113 III ①）。
	② 減少変更の場合 発行済株式の総数を下ることができない（会社 113 II）。 ※ ③ がある場合は、その分も発行可能株式総数から留保 をしなければならない（会社 113 IV）。
	③ 発行可能株式総数の廃止できない（会社 113 I）

↓

種類株主総会決議	＜種類総会決議が要求されるかチェック＞ 発行可能株式総数の「増加」をする場合（会社 322 I ①ハ・324 II ④） ＋ ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
----------	--

基準点付近の方の学習戦略

1. 戦略を立てるまえに、やるべき作業

- ① 敗因分析
- ② 勝因分析

(敗因分析) の例

特に点数を落とした科目	会社法
やっていた勉強	答練（実力養成編・ファイナル編）を繰り返した
インプット・アウトプット重視	アウトプット
やるべきだったこと	条文の読み込みか、テキストを読む 普段、触れていなかった分野（略式質）なども目を通してみる

(勝因分析) の例

※ 主要科目：8割～9割得点できている

※ マイナー科目：全問正解できた

科目	民法
やっていた勉強	テキストをしっかりと読んでいた
インプット・アウトプット重視	インプット重視

(直前期の学習したことの見直し)

28	日	過去問（民・不）	ファイナル編の見直し	記述2問
29	月	過去問（マイナー）	公開模試の見直し	
30	火	過去問（会社関係）	記述1問	
1	水	過去問（マイナー）	記述1問	
2	木	スーパー公開模試の復習	過去問（記述）	
3	金	スーパー公開模試の復習	過去問（記述）	
4	土	暗記モノをすべて確認		

(敗因分析) の例

特に点数を落とした科目	
やっていた勉強	
インプット・アウトプット重視	
やるべきだったこと	

(勝因分析) の例

科目	
やっていた勉強	
インプット・アウトプット重視	

(直前期の学習したことの見直し)

28	日	
29	月	
30	火	
1	水	
2	木	
3	金	
4	土	

2. 成績別 プランの紹介

記述次第で勝負が決まる方へ（記述の基準点に達するかどうか・記述で上乘せ点がとれるか）

受験勉強はしないこと（できない）

- ① 他の資格の勉強をする
- ② インプット講座を受講して、その講義の受講と復習しかしない
- ③ 要件事実の学習

<上記以外の方>

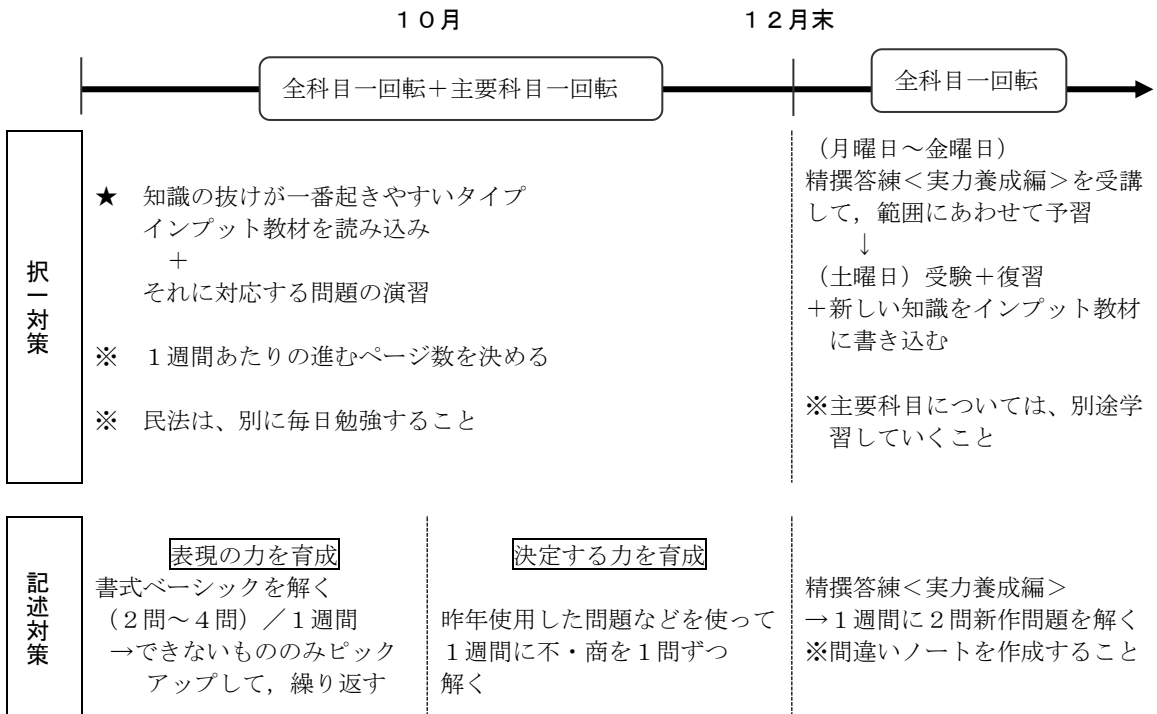
今年 初受験の方 → プラン①

2回目以降の受験
 模試・答練：偏差値5.5程度は取れないが、
今回基準点付近である。 → プラン①

模試・答練：偏差値5.5程度 → プラン②

パーフェクトローラー → プラン③
講座を受講予定である

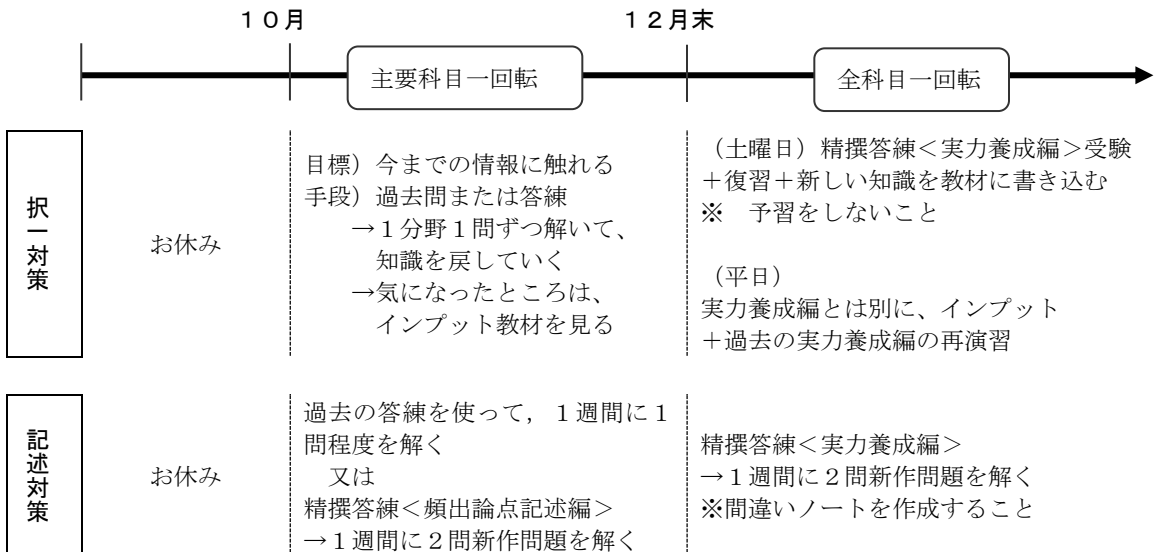
3. プラン①の方の学習戦略



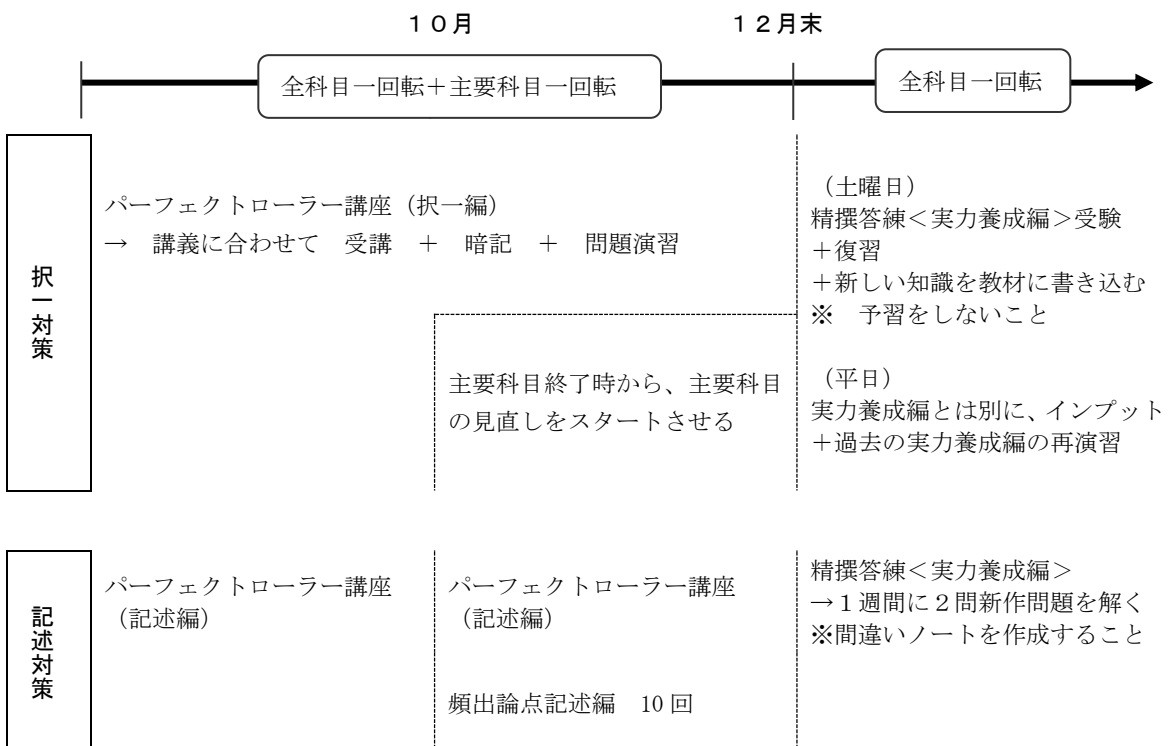
<記述コンプリート講座を受講する場合>

記述対策	<u>ひな形編</u> 講義教材のひな形ドリル を2～3回繰り返す (以後、1か月に一周する)	<u>論点編</u> 小問を解き、記述論点（なすべき登記を決定する力）を養成 → 講義後に、もう1度解く
		<u>解き方編</u> 上記と並行して、解き方を学び、宿題問題を使って実践する (論点編を受講したあとでもよい)

4. プラン②の方の学習戦略

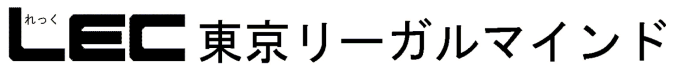


5. プラン③の方の学習戦略



本試験の傾向の変化と学習方向

憲法	① 判旨を細かく聞く（令6・令7・令8） ② 「憲法に反する」系の出題なし又は少ない（令7・令8） ③ 過去問学習をすること（令5・令6・令7） ④ 未出の分野を出題する（令8）
民法	① 令和5年民法改正の出題（令6・令7・令8） ② 法定担保物権（留置権、先取特権）・質権の出題（令6・令7・令8） ③ 債権各論，マイナー分野からの出題（令6・令7） ④ 後見・保佐・補助の条文問題（令6・令8） ⑤ 親族の5分の3～2分の1が未出題の肢（令6・令7） ⑥ 親族，相続 マイナー分野からの出題（令6） ⑦ 事例問題が少なく，規範を直接問う問題が大半を占める出題（令6・令8）
刑法	① 刑法各論，未出の犯罪対策（令7） ② 一度でも出題実績のある犯罪類型の学習（令6・令7）
会社法・商法	① 判例対策（令6・令8） ② 過去問からの出題増（令6・令8） ③ 条文どおりの長文問題から，短文へ移行（令6・令7・令8）
民事訴訟法	① 古い過去問知識が必要（令6） ② 過去問の規範を押さえる必要あり（令7） ③ 未出の判例対策（令8）
民事執行法 民事保全法	
供託法	① 古い過去問からの出題（令6・令7）
司法書士法	
不動産登記法	① 改正部分を把握する必要がある（令6・令7・令8） ② 近時の先例を数肢出題する（令6） ③ 申請情報の出題（令7） ④ 出題のほとんどが，過去問知識で正解又は2択まで絞れる（令7・令8） ⑤ 長文問題 ＋ 切りづらい肢を盛り込む（令6・令7） ⑥ 登記記録問題（令8）
商業登記法	① 株式，資本，役員以外の出題が多い（令6・令8） ② 過去問で切れる肢が激減（令7） ③ 総論の出題（令7・令8） ④ 過去問でのひっかけ論点の復活（令8）



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26449